

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

警察庁丁保発第151号
平成21年11月18日
警察庁生活安全局保安課長

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則等の施行について
(通達)

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年国家公安委員会規則第10号)及び電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件(平成21年国家公安委員会告示第26号)が別添のとおり本日公布され、平成21年12月4日から施行されることとなった。

改正の要点等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 技能検定及び射撃教習に関する規則の一部改正関係

(1) 技能講習の修了基準

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)の課程の修了の認定は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第21条第2項の表に掲げる一定の事項を修得したと認められる基準に達した者に対して行うこととした。

また、当該基準は、技能検定の合格基準を準用することとした。

(2) 技能講習の実施方法等

技能講習の実施方法及び打切りは、技能検定の実施方法及び打切りを準用することとした。

(3) 技能講習における講習時間

技能講習における講習時間は、2時間以上とした。

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正関係

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)等の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に

関する規則（平成21年国家公安委員会規則第 号）に規定する届出等については電子情報処理組織によって行うことができるよう所要の規定を整備した。

3 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正関係

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）等の規定により、法第10条の5の2の帳簿の保存又は作成に代えて当該帳簿に係る電磁的記録の保存又は作成を行うことができるよう規定を整備した。

4 その他

改正法等の施行に伴い、猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和46年国家公安委員会規則第5号）、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）及び電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号）における条番号の改正等所要の改正を行った。

○国家公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十六号)の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十一条第三項及び第二十一条行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

国家公安委員会委員長 中井 洽

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則
(技能検定及び射撃教習に関する規則の一部改正)

第一条 技能検定及び射撃教習に関する規則(昭和五十三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則

第一条中「第六条」の次に「及び第七条」を加え、「第五条の十一第三項」を、「第二十条第三項」に改める。

第六条第一項中「第六条の第三項」を、「第二十六条第三項」に改め、同条第二項中「前条」を「第五条」に、「第六条の第三項」を、「第二十六条第三項」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(技能講習の修了基準等)

第六条 令第二十二條による認定は、法第五条の五第一項に規定する講習(この条において「技能講習」という。)において令第二十一條第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項を修得したと認められる基準に達した者に対して行うものとする。

2 第一条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、同条第二号ウ中「イに掲げるライフル銃以外のライフル銃」とあるのは、「散弾銃以外の猟銃であつてイに掲げるライフル銃以外のもの」と読み替えるものとする。

3 第二条から前条までの規定は、技能講習について準用する。この場合において、第四条第一項中「ライフル銃によるもの」とあるのは、「散弾銃以外の猟銃によるもの」と、前条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「都道府県公安委員会又は法第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員」と、別表中「公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃以外のライフル銃」とあるのは、「散弾銃以外の猟銃であつて公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃以外のもの」と読み替えるものとする。

4 技能講習における講習時間は、二時間以上とする。

(猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部改正)

第二条 猟銃の口径の長さの特例に関する規則(昭和四十六年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「第六条の第三項」を、「第十九条第二項」に改め、本則第二号中「散弾銃」を、「ライフル銃以外の猟銃」に改める。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第三条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五条第一項第十号」を、「第五条第一項第十七号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

第四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の五の表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の項中、第五条第一項を、「第十二条第一項」に改め、同表に次のように加える。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十一号)	第二条第一項及び第五条第一項
--	----------------

別表第二中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項
---	----------------------

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第五条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第十条の五の二

別表第三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の項の前に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法

第十条の五の二

附 則

1 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。

2 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十一号)(附則第二項の規定により同規則の施行前においても行うことができることとされた同規則第十二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる。

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する国家公安委員会規則新旧対照条文

○ 技能検定及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）【第一条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則</u></p> <p>(技能検定の合格基準)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第6条及び第7条において「令」という。）<u>第20条第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条及び第7条において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア ケ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(技能講習の修了基準等)</p> <p><u>第6条 令第22条による認定は、法第5条の5第1項に規定する講習</u> <u>(この条において「技能講習」という。)</u>において令第21条第2項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項を修得したと認められる基準に達した者に対して行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>技能検定及び射撃教習に関する規則</u></p> <p>(技能検定の合格基準)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第6条において「令」という。）<u>第5条の11第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア ケ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) (略)</p>

<p>2 第1条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、同条第2号ウ中「イに掲げるライフル銃以外のライフル銃」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃であつてイに掲げるライフル銃以外のもの</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第2条から前条までの規定は、技能講習について準用する。この場合において、第4条第1項中「ライフル銃によるもの」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃によるもの</u>」と、前条中「<u>都道府県公安委員会</u>」とあるのは「<u>都道府県公安委員会又は法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員</u>」と、別表中「<u>公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃</u>」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃であつて公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のもの</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>技能講習における講習時間は、2時間以上とする。</u></p>	<p>2 第1条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、<u>第6条第3項に規定する基準について準用する。</u></p> <p>2 第2条から前条までの規定は、<u>令第6条の3第3項の規定による</u> 考查について準用する。この場合において、<u>前条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(<u>考查の合格基準等</u>)</p> <p>第7条 第1条の規定は、<u>令第26条第3項に規定する基準について準用する。</u></p> <p>2 第2条から第5条までの規定は、<u>令第26条第3項の規定による</u> 考查について準用する。この場合において、<u>第5条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(<u>考查の合格基準等</u>)</p> <p>第6条 第1条の規定は、<u>令第6条の3第3項に規定する基準について準用する。</u></p> <p>2 第2条から前条までの規定は、<u>令第6条の3第3項の規定による</u> 考查について準用する。この場合において、<u>前条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>

○ 猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）【第二条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>ライフル銃以外の猟銃</u> 8番</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条の3第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>散弾銃</u> 8番</p>

○ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十四（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十四（略）</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）【第四条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>別表第一（第二条第一項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p> <table border="1" data-bbox="486 280 981 1086"> <tr> <td data-bbox="837 280 981 683">銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）</td> <td data-bbox="837 683 981 1086">第十二条第一項及び第二項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 280 837 683">猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）</td> <td data-bbox="486 683 837 1086">第二条第一項及び第五条第二項</td> </tr> </table> <p>六～九（略）</p> <p>別表第二（第二条第二項関係）</p> <p>一・二（略）</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）	第二条第一項及び第五条第二項	<p>別表第一（第二条第一項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p> <table border="1" data-bbox="837 1176 981 1982"> <tr> <td data-bbox="837 1176 981 1579">銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）</td> <td data-bbox="837 1579 981 1982">第五条第一項及び第二項</td> </tr> </table> <p>六～九（略）</p> <p>別表第二（第二条第二項関係）</p> <p>一・二（略）</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第五条第一項及び第二項
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項						
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）	第二条第一項及び第五条第二項						
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第五条第一項及び第二項						
<p>三 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p>							

猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に關する事務の一部を行わせることができる者の指定に關する規則

第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項

四〇六 (略)

三〇五 (略)

○ 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国
 家公安委員会規則第七号）【第五条関係】（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）	第二十一条第二項	質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）	第二十一条第二項
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第十条の五の二	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三		別表第三	
銃砲刀剣類所持等取締法	第十条の五の二	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第二十条第一項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第二十条第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○国家公安委員会告示第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第六十八号)の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成二十年国家公安委員会告示第十号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月四日から施行することとしたので、告示する。

平成二十一年十一月十八日

国家公安委員会委員長 中井 洽

第一条中「第二十九条」を「第一百八条」に改め、及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十九年国家公安委員会規則第二号)の項」を削る。

第二条中「指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第七号)第三十条の二第二項(同規則第十五条において準用する場合を含む。)、及び「及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十九年国家公安委員会規則第二号)の項」を削る。

電磁的方法による保存等をする場合に確保するように努めなければならない基準の一部を改正する告示新旧対照表

○ 電磁的方法による保存等をする場合に確保するように努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）<u>第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項）</u>において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）<u>第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</u></p>	<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）<u>第二十九条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項）</u>において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）<u>第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の項に係る部分を除く。）</u>の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定め</p>

る対策を実施することとする。

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第十三条の二第二項（同規則第十五条において準用する場合を含む。）、 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十条第二項及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の項に係る部分に限る。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第十三条の二第二項（同規則第十五条において準用する場合を含む。）、 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十条第二項及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分に限る。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。